

議案第18号

飛騨市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例について

飛騨市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり
制定する。

令和8年2月24日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定
めるための制定

飛驒市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）で使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により条例で定める基準は、府令に定める基準の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるための制定
制定改廃の根拠等	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営について、基準を定めるための制定
条例の概要	<p>【制定の趣旨】</p> <p>乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は、令和8年度より全市町村において実施する事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できる制度であり、特定乳児等通園支援事業は、給付を受けて実施する乳児等通園支援事業となる。</p> <p>法第54条の3において準用する同法第46条第3項において、市町村は、特定乳児等通園支援事業の運営について、条例で基準を定めなければならないとされていることから、今回、市の基準について定めるもの。</p> <p>運営に関する基準の主な内容は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるものとし、以下のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員 ・面談の実施 ・特定教育・保育施設等との連携 ・費用の取扱い ・事故対応 ・記録整備
市民への影響等	同事業は生後6か月から満3歳未満の児童が利用でき、子育て世帯の多様なニーズへの対応に繋がる。本条例に定める基準を満たす事業者は、申請により市の確認を受けることで、乳児等通園支援事業の実施に

	よって給付を受けることができる。
施行日	公布の日
備考	飛騨市は未満児入園率が高く、既に全地区で一時保育が実施されているため、「こども誰でも通園制度」に対する保護者のニーズは高くないと見込んでいることから、令和8年4月より、まずは公立保育園1園で本事業を開始する予定としている。